

バーゼルⅢ ディスクロージャー誌2024

なお、本誌の内容は、下記の当行ホームページでもご覧いただけます。

【当行ホームページアドレス】 <https://www.awabank.co.jp/>

発行/2024年 7月

株式会社 阿波銀行

〒770-8601 徳島市西船場町二丁目 24 番地の 1

TEL. 088-623-3131（代表）

自己資本の構成に関する開示事項

■自己資本の構成、自己資本比率	3
-----------------	---

定性的な開示事項

■連結の範囲に関する事項	7
■自己資本調達手段の概要	7
■自己資本の充実度に関する評価方法の概要	7
■信用リスクに関する事項	8
■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	9
■派生商品取引等の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	10
■証券化エクスポージャーに関する事項	10
■マーケット・リスクに関する事項	11
■オペレーショナル・リスクに関する事項	11
■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項	12
■金利リスクに関する事項	12
■連結グループにおけるリスク管理について	14

定量的な開示事項

■その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を 下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	15
■自己資本の充実度に関する事項	15
■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券 化エクスポージャーを除く。）	24
■信用リスク削減手法に関する事項	32
■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	32
■証券化エクスポージャーに関する事項	34
■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	36
■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	37
■金利リスクに関する事項	38

報酬等に関する開示事項

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	39
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項 . . .	40
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に 関する事項	41
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	43
■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	43

本誌「バーゼルⅢ ディスクロージャー誌2024」は自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（2014年2月18日金融庁告示第7号）、及び報酬等に関する事項であって銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定める事項（2012年3月29日金融庁告示第21号）に基づき、作成したディスクロージャー資料です。

掲載されている計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

自己資本の構成に関する開示事項

■自己資本の構成、自己資本比率

連結(国内基準)

(百万円)

項 目	2023年3月期	2024年3月期
コア資本		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	230,740	237,292
うち、資本金及び資本剰余金の額	43,558	43,558
うち、利益剰余金の額	189,153	197,890
うち、自己株式の額(△)	846	2,541
うち、社外流出予定額(△)	1,126	1,615
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,705	5,472
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,705	5,472
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	330	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	236,776	242,765
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,140	2,776
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,140	2,776
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	3	9
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	3	3
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,147	2,789
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	233,628	239,975

自己資本の構成に関する開示事項

(百万円)

項 目	2023年3月期	2024年3月期
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,995,062	2,148,540
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	976	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	976	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(注1)	87,620	89,320
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,082,682	2,237,860
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)／(二))	11.21%	10.72%

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

自己資本の構成に関する開示事項

単体(国内基準)

(百万円)

項 目	2023年3月期	2024年3月期
コア資本		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	221,575	228,078
うち、資本金及び資本剰余金の額	39,685	39,685
うち、利益剰余金の額	183,862	192,549
うち、自己株式の額(△)	846	2,541
うち、社外流出予定額(△)	1,126	1,615
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	5,160	4,858
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	5,160	4,858
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	330	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	227,066	232,937
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3,067	2,723
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,067	2,723
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	3	3
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,071	2,727
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	223,995	230,209

自己資本の構成に関する開示事項

(百万円)

項 目	2023年3月期	2024年3月期
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,971,999	2,121,268
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	973	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	973	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額(注1)	84,158	85,684
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	2,056,157	2,206,953
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)／(二))	10.89%	10.43%

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、粗利益配分手法を採用しております。

定性的な開示事項

■連結の範囲に関する事項

1. 自己資本比率告示第26条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下、「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（1976年大蔵省令第28号）第5条に基づき連結の範囲（以下、「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

相違点はありません。

2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は7社であります。

名 称	主要な業務の内容
阿波銀保証株式会社	信用保証業務
阿波銀カード株式会社	クレジットカード業務
阿波銀コンサルティング株式会社	経営コンサルティング業務
阿波銀コネクト株式会社	E C モール運営業務
阿波銀キャピタル株式会社	投資事業有限責任組合の組成・運営業務
阿波銀リース株式会社	リース業務
あわぎん成長企業投資事業有限責任組合	成長企業への投資業務

3. 自己資本比率告示第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

対象となる関連法人等はありません。

4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

対象となる会社はありません。

5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結子会社7社において、債務超過はなく、自己資本は充実しております。また、連結グループ内において自己資本に係る支援は行っておりません。

■自己資本調達手段の概要

【普通株式】

発行主体	株式会社阿波銀行
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額(注1)	
連結自己資本比率	41,017百万円
単体自己資本比率	37,144百万円

(注1) 普通株式に係る資本金及び資本剰余金の額から、純資産の部に計上された自己株式の額を控除した額

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、次に掲げる項目を自己資本管理部署が適切な頻度でモニタリングすることにより、自己資本充実度の評価を実施しております。

(配賦資本に対するリスク量の状況)

コア資本を配賦原資として、市場リスク（預貸金部門、市場部門）、信用リスク（貸出金部門）に対して、市場環境等、さまざまなリスク要因により顕現化の可能性がある予想最大損失額等に基づき、リスクの種類と業務部門の特性に応じて半期毎に資本を配賦しております。月次でV a R（バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額）法によって保有リスクを計量化し、配賦資本の使用状況をモニタリングし、A L M委員会、取締役会に報告しております。

(ストレステストによる自己資本及び自己資本比率への影響)

市場リスクと信用リスクについてストレステストを実施し、配賦資本との対比結果等をALM委員会に報告しております。

■信用リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスクとは)

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクであります。

(信用リスク管理の方針)

当行では、取締役会において「信用リスク管理方針」を定めるとともに「信用リスク管理規程」を制定し、各部門において適切にリスク管理を実行し、信用リスクを有する資産の健全性の維持・向上、及び最適なポートフォリオの構築に努めております。また、信用リスク管理手法の見直しを継続的に行い、その高度化を図っております。

融資業務については、行是「堅実経営」の下で培ってきた融資の基本スタンスや守るべき規範等を記した「融資審査の規範（クレジットポリシー）」を定め、その理解及び遵守を広く役職員に徹底しております。

(信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢)

当行では、資産の健全性を維持・向上させるため、信用リスク管理部門は従来から一貫して営業推進部門等からの独立性を確保し、適切な審査・管理を行う態勢としております。また、リスク統括部門が、信用格付・自己査定を検証、与信ポートフォリオ管理等により、営業店や本部審査部門に対して牽制機能を発揮するとともに、信用格付・自己査定制度の一層の充実に取組んでおります。さらに監査部では、監査部署として信用リスク管理に係る各部門の業務の監査を行っております。

個社別の信用リスク管理としては、財務分析システムを利用した企業分析などにより、定期的にお取引先の実態把握を行っております。与信残高等が一定の基準に該当するお取引先については、その実態把握に基づいて信用力を統一的な尺度で客観的に評価する「信用格付」を実施しており、その信用格付を年1回以上見直すとともに自己査定を行い、貸出資産劣化の防止に努めております。

自己査定制度とは、お客さまの預金などが、どの程度安全確実な資産に見合っているかを判定する制度であります。当行では、行内ルールにより、貸出金などの資産内容を個別に検討し、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、この自己査定結果に基づいた適正な償却・引当を実施することにより、当行のすべての資産における健全性を堅持しております。

個別貸出案件の審査にあたっては、信用格付を基礎とするとともに、担保価値に過度に依存することなく、業種の特性や技術力、成長性、キャッシュフローによる債務償還能力などを総合的に勘案し、経営実態を踏まえて判断しております。

与信ポートフォリオ管理については、特定の地域や業種又は特定のグループに対する与信集中の状況などを定期的に把握し、また、全国地方銀行協会の「信用リスク情報統合サービス（CRITS）」等を使って、信用リスクデータ蓄積や信用リスク量の算出を行うことなどにより、信用リスクをコントロールするとともに、収益確保に努めております。信用リスク量は、当行信用格付の格付区分ごとのデフォルト率を推計し、モンテカルロシミュレーション（計測期間1年、信頼区間99%）を行い算出しております。

以上の信用リスク管理に関する重要な事項については、定期的及び適宜適切に、ALM委員会及び取締役会に報告し、協議する態勢となっております。

(貸倒引当金の計上基準について)

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下、「非保全額」という。）に対する予想損失額を計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく予想損失率により算定しており、予想損失率には、当行が必要と認める下限値を設定しております。

定性的な開示事項

「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」や「十分な資本的性質が認められる借入金」については、「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第32号2020年9月9日）に基づき算定しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく予想損失率により算定しております。ただし、「道路貨物運送業」の業種に属する債務者のうち、業況が低調または不安定な債務者については、債権額に、今後発生が見込まれる信用リスクの増加を勘案した予想損失率を乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

連結子会社の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定において、当行が使用する適格格付機関として、金融庁長官が定める適格格付機関のなかから、内部管理との整合性を考慮し、下記の4社を採用しております。複数の適格格付機関を使用することによって、特定の格付機関に偏らず、リスク・ウェイト判定の客観性を確保できるものと考えております。

株式会社 格付投資情報センター
株式会社 日本格付研究所
ムーディーズ・レーティングス
S & P グローバル・レーティング

(注) S & P グローバル・レーティングは、2024年4月以降はリスク・ウェイトの判定に使用していません。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

証券化を除くすべての種類のエクスポージャーに対し、当行が使用する適格格付機関は同一であります。

3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項

当行は、内部格付手法を適用しておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(信用リスク削減手法とは)

「信用リスク削減手法」とは、銀行等が抱える信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と自行預金の相殺、及びクレジット・デリバティブ等が該当しております。

(リスク管理の方針及び手続の概要)

当行では、担保についての適格性・設定手続・評価等、また保証についての保証債務履行能力・保証意思の確認等に関して、内部で定めた規程等に従い、信用リスク削減手法に係る厳正な管理・運用を行っております。

融資実務においては、担保の種類として、預金担保（当行預金のみ）、不動産担保、有価証券担保等を取扱っております。

自己資本比率の算定にあたっては、信用リスク削減手法のなかで、自己資本比率告示により、標準的手法について適格と認められたものを、自己資本比率告示の定める要件に従い厳正に適用しております。

適格金融資産担保については、自己資本比率告示の定める「包括的手法」を採用しており、自行預金、日本国政府が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保の対象としております。担保の評価は行内ルールに基づき定期的に行っており、その評価額に基づいて、自己資本比率告示に従った信用リスク削減手法の計算を行っております。

保証については、日本国政府、わが国の地方公共団体・政府関係機関等、及び自己資本比率告示で適格な格付を付与された主体（制度商品の保証会社）によるものを、自己資本比率算定における信用リスク削減手法として採用しております。適格格

付機関の格付が要件となっている保証人については、その格付により信用度の評価を行い、自己資本比率告示に従った信用リスク削減手法の計算を行っております。

「貸出金と自行預金の相殺」も、自己資本比率の算定において信用リスク削減手法として取扱っておりますが、「自行預金」としては、円建ての定期性預金で担保登録のないもののみを対象とし、システム上で、貸出金・自行預金の期日の管理及び相殺額の計算を厳正に行っております。

なお、信用リスク削減手法について、特定の種類・特定の保証人等に偏ることのないよう分散を図っており、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクについて、特に問題となる集中はありません。

■派生商品取引等の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行の派生商品取引に係る取引相手の信用リスクに関しては、オン・バランス取引と合算しオン・オフ一体で管理しております。

対顧客派生商品取引は、リスクヘッジ等の顧客ニーズに対応した取引であり、顧客の信用力等に応じてリスクを管理しております。また、対市場派生商品取引については、相手先毎の信用力に応じたクレジットラインを設定することで管理しており、毎年及び必要に応じ見直しを行っております。

派生商品取引にかかる保全および引当金の計算は個別には行っておらず、総与信のなかで管理しております。

対市場派生商品取引については、一部の金融機関とC S A（Credit Support Annex）契約を締結しており、取引相手方への担保提供が必要となる場合も想定されますが、その影響は限定的であると認識しております。

なお、当行では、現在、長期決済期間取引に該当する取扱はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

（取引の内容）

当行では、投資家としてのみ証券化取引に関与しており、オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者、及び流動性の提供者等としては、証券化取引に関与していません。

（取引に対する取組方針）

当行では、オリジネーター、サービサー、信用補完の提供者、及び流動性の提供者等として証券化取引を行う予定はありません。

投資家としては、資産の効率運用やリスク分散投資の観点から、今後も、リスク管理態勢の充実を図りつつ、商品のリスク特性等の情報を十分に把握し評価したうえで、信用度の高い資産に投資していく方針であります。再証券化取引については、より慎重に検討し、リスクが小さいものに限定して投資していく方針です。

（取引に係るリスクの内容）

投資家として保有する証券化エクスポージャーに関連し、信用リスク及び金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引により発生するものと基本的に変わるものではありません。

保有する証券化エクスポージャーの裏付資産である債権のデフォルト率及びプリペイメント率の変化により証券化エクスポージャーの時価が変動する等のリスクを有しております。

2. 証券化エクスポージャーの包括的なリスク特性に係る情報等を把握するための体制の整備及びその運用状況の概要

投資家として、投資適格等級のなかでも上位のものについて、各種資料の入手により商品の概要、証券化の構造、関係者に関する情報、裏付資産に係る情報等を把握し、リスクを分析し、厳選して投資を行っております。

また、投資後も継続して、外部格付、未償還残高、及び裏付資産の債権残高・デフォルト率・プリペイメント率の変化等を把握するとともに、他の市場性投資資産に準じて月次でV a Rを算出し、A L M委員会に報告しております。

再証券化取引の裏付資産となっている証券化取引についても、リスク特性やパフォーマンスに係る情報を適時に把握する体制としております。

3. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当行では、対象となる取引の取扱はありません。

定性的な開示事項

4. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出には「外部格付準拠方式」を使用しております。

5. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

当行は、マーケット・リスク相当額を算入しておりません。

6. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

当行では、対象となる取引の取扱はありません。

7. 当行の子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当行の子法人等及び関連法人等では、対象となる取引の取扱はありません。

8. 証券化取引に関する会計方針

当行では、投資家としての証券化取引について、一般的に認められる会計基準に従って会計処理を行っております。

9. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当行では、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判断については、下記の5社を採用しております。なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター
株式会社 日本格付研究所
ムーディーズ・レーティングス
S & P グローバル・レーティング
フィッチレーティングスリミテッド

(注) S & P グローバル・レーティングは、2024年4月以降はリスク・ウェイトの判定に使用していません。

10. 内部評価方式の概要

当行では、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に「内部評価方式」は使用しておりません。

11. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

当行では、証券化エクスポージャーに関して、定量的な情報に重要な変更は生じておりません。

■マーケット・リスクに関する事項

当行は、マーケット・リスク相当額を算入しておりません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(オペレーショナル・リスク管理態勢)

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナル・リスクとして、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、法的リスク、風評リスク等について管理しております。

各オペレーショナル・リスクの管理にあたっては、各リスク管理・業務部門が専門的な立場からそれぞれの潜在リスクを特定・評価するほか、リスク顕在化情報の収集を図り、その要因等を分析し、再発防止策を実施、またリスク管理統括部門は各リスク管理・業務部門からリスク情報の収集結果や分析・再発防止策の報告を受け、リスク管理の有効性を検証するなか、管理態勢の整備・見直しを図っております。

(オペレーショナル・リスクの管理方針及び管理手続)

オペレーショナル・リスクは、業務運営を行っていく上で可能な限り回避すべきリスクであり、適切に管理するための組織体制及び仕組みを整備し、リスク発生の未然防止及び発生時の影響の極小化に努めております。

具体的には、各リスク管理規程に基づいた適切な管理を行うなか、オペレーショナル・リスク情報の収集・分析を実施し、再発防止策の策定等によりリスクの制御・回避を行っているほか、啓蒙・教育活動を通じて役職員のリスク感度を高め、オペレーショナル・リスク管理を重視する組織風土の醸成を図っております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、「粗利益配分手法」を使用しております。

■出資（注）その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

金融技術の革新等により、金融業務に付随するリスクは拡大・多様化しており、当行では経営の健全性・安定性を確保しつつ企業価値を高めていくために、業務やリスクの特性に応じてこれらのリスクを適切に管理し、コントロールしていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、管理態勢の充実・強化に取り組んでおります。

株式の価格変動リスクや金利リスク等の市場リスクについては、経営体力の範囲内で適正な市場リスクをとり、収益の安定的向上を図るため、当行の有する市場リスクを的確に把握するとともに、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールを実施することを管理方針とし、統合リスク管理・ALM管理の充実に努め、市場リスクの最適化を図っております。

当行では、市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎にALM委員会において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクカテゴリー・業務部門毎に資本配賦を実施し、リスク限度額を決定、その限度額を遵守しながら収益の向上に努めております。特に市場部門では市場動向に対し、より機動的な対応が可能となるよう、実現損益と評価損益増減の合計である総合損益ベースのアラームポイントを設定し、月次毎のALM委員会で検証を行う等、厳格な管理を行っております。

市場関連のリスク量についてはVaRにより信頼区間99%、保有期間60営業日を前提に計測しておりますが、政策投資株式については処分決定に要する期間等を勘案し保有期間を120営業日とし、より保守的に計測しております。

さらに、四半期毎には、VaRでは計測しきれない極めて大きい市場変動を想定したストレステストも実施し、非常事態における対応力も確認しております。

2. その他有価証券、子会社株式及び関連会社株式の区分ごとのリスク管理の方針

その他有価証券のうち株式等は、その保有目的に応じて純投資株式と政策投資株式に区分しており、子会社・関連会社株式については政策投資株式に含めて管理しております。

3. 株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

株式等の評価については、子会社・関連会社株式は移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

（注）銀行法施行令（1982年政令第40号）第4条第6項第3号に規定する出資

■金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

（リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明）

銀行勘定の金利リスクとは、市場金利の変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスクや資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

なお、連結の金利リスクは、重要性の観点より、銀行単体の金利リスクと等しいものとみなしております。

（リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明）

当行では、株式の価格変動リスクや金利リスク等の市場リスクについては、経営体力の範囲内で適正な市場リスクをとり、収益の安定的向上を図るため、当行の有する市場リスクを的確に把握するとともに、経営体力、業務の規模・特性に見

定性的な開示事項

合った管理・コントロールを実施することを管理方針とし、統合リスク管理・ALM管理の充実に努め、市場リスクの最適化を図っております。

また、市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎にALM委員会において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクカテゴリー・業務部門毎に資本配賦を実施し、リスク限度額を決定、その限度額を遵守しながら収益の向上に努めております。特に市場部門では市場動向に対し、より機動的な対応が可能となるよう、実現損益と評価損益増減の合計である総合損益ベースのアラームポイントを設定しております。

(金利リスク計測の頻度)

有価証券の金利リスクについては週次ベースで、貸出金や預金を含む銀行勘定全体の金利リスクについては月次ベースで計測しております。

(ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明)

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

2. 金利リスクの算定手法の概要

(開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ （注）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項)

- ・ 円貨流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
3.57年
- ・ 円貨流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年
- ・ 円貨流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
円貨流動性預金については、預金内部モデルにより将来の預金残高を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。推計にあたっては、金利局面（金利低下局面、金利上昇局面）に応じた流動性預金残高推移の特性や市場金利に対する預金金利の追随率を考慮しております。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・ 複数の通貨の集計方法及びその前提
 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ が正の値となる通貨のみを単純合算しております。
- ・ スプレッドに関する前提
割引金利にはスプレッドを含めず、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
 $\Delta E V E$ の算定にあたっては、内部モデルを用いて推計したコア預金を考慮しております。また、 $\Delta N I I$ の算定にあたっては、商品性を考慮し、リスクフリーレートに対する追随率やフロア等を設定しております。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
外貨建債券の投資残高増加を主因に、 $\Delta E V E$ が増加しております。
- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当行の $\Delta E V E$ は、コア資本の20%以内であり、金利リスク管理上、問題ない水準と認識しております。

(注) 銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。

(銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項)

- ・ 金利ショックに関する説明
 当行では、内部管理上V a R法にて金利リスク量を算定しておりますが、V a R法以外にも月次にギャップ分析、B P V (ベーク・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化した時の時価損益変化)法、四半期毎にストレステストを実施する等、きめ細かなリスク管理を実施しております。
- ・ 金利リスク計測の前提及びその意味
 内部管理上の金利リスク量 (V a R) の算定にあたっては、分散共分散法 (保有期間60営業日、信頼区間99%、観測期間250営業日) を採用しております。

■連結グループにおけるリスク管理について

連結グループにおけるリスク管理については、各連結子会社が銀行のリスク管理手法に準じて実施しておりますが、連結子会社の抱えるリスクが銀行単体に比し軽微であることから、リスク資本の配賦は実施しておらず、またリスク量の計測及び自己資本との対比による評価についても半期に一度の実施としております。

定量的な開示事項

■その他金融機関等（自己資本比率告示（以下、「告示」という。）第29条第6項1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

対象となる会社はありません。

■自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額

（1）標準的手法が適用されるポートフォリオに対する所要自己資本の額

連結オン・バランス

（百万円）

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	—	—	340	13
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	0～100	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	1,256	50	1,061	42
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	12,565	502	11,016	440
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	48,744	1,949	27,409	1,096
12. 法人等向け	20～100	846,103	33,844	949,250	37,970
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	305,362	12,214	310,423	12,416
14. 抵当権付住宅ローン	35	33,083	1,323	31,819	1,272
15. 不動産取得等事業向け	100	251,204	10,048	252,520	10,100
16. 三月以上延滞等	50～150	6,154	246	5,687	227
17. 取立未済手形	20	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	12,598	503	15,274	610
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—
20. 出資等	100～1250	65,813	2,632	71,560	2,862
（うち出資等のエクスポージャー）	100	65,813	2,632	71,560	2,862
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—
21. 上記以外	100～250	239,184	9,567	269,833	10,793
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	92,952	3,718	105,543	4,221
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	27,296	1,091	27,423	1,096
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	150	—	—	15,080	603

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
(うちその他のエクスポージャー)	100	118,935	4,757	121,785	4,871
22. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	—	976	39	—	—
23. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額 に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—
合 計	—	1,823,047	72,921	1,946,198	77,847

- (注) 1. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、原債務者の「項目」として記載しております。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
2. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社であります。
3. 「16. 三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
4. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーであります。
5. 「21. 上記以外」の「(うちその他のエクスポージャー)」とは、告示第77条において「上記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%とするエクスポージャーであります。
6. 「22. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、告示の附則(2013年金融庁告示第6号(以下、「自己資本比率改正告示附則」という。))第5条第1項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び自己資本比率改正告示附則第8条第2項により調整項目の額に算入されなかった部分について、旧告示の規定に従いリスク・アセットの額に算入された額の合計額であります。
7. 「23. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額(減算された額)であります。
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

定量的な開示事項

連結オフ・バランス

(百万円)

項 目	掛目 (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能な コミットメント	0	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	242	9	146	5
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	15	0	16	0
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,473	58	1,662	66
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	14,549	581	21,001	840
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,053	202	5,054	202
(うち借入金の保証)	100	2,723	108	2,550	102
(うち有価証券の保証)	100	—	—	—	—
(うち手形引受)	100	—	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—	—	—
控除額(△)	—	—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	7,638	305	10,577	423
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価 証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	20,620	824	25,285	1,011
12. 派生商品取引	—	6,967	278	7,047	281
カレント・エクスポージャー方式	—	6,967	278	7,047	281
派生商品取引	—	6,967	278	7,047	281
外為関連取引	—	6,512	260	6,050	242
金利関連取引	—	454	18	997	39
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
SA-CCR	—	—	—	—	—
派生商品取引	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格な サービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—	—	—
合 計	—	56,559	2,262	70,793	2,831

(注) 掛目欄、<>は内部格付手法適用時のリスク・ウェイトです。リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

単体オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 現金	0	—	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～100	—	—	340	13
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～100	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	0～100	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10～20	1,256	50	1,061	42
9. 我が国の政府関係機関向け	10～20	12,565	502	11,016	440
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20～100	48,743	1,949	27,310	1,092
12. 法人等向け	20～100	858,160	34,326	962,146	38,485
13. 中小企業等向け及び個人向け	75	301,603	12,064	306,327	12,253
14. 抵当権付住宅ローン	35	33,175	1,327	31,896	1,275
15. 不動産取得等事業向け	100	251,204	10,048	252,520	10,100
16. 三月以上延滞等	50～150	6,445	257	5,929	237
17. 取立未済手形	20	—	—	—	—
18. 信用保証協会等による保証付	0～10	12,598	503	15,274	610
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—
20. 出資等	100～1250	77,726	3,109	83,472	3,338
（うち出資等のエクスポージャー）	100	77,726	3,109	83,472	3,338
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—
21. 上記以外	100～250	195,557	7,822	221,637	8,865
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対 象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に 該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250	92,952	3,718	105,543	4,221
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に 係るエクスポージャー）	250	26,304	1,052	25,332	1,013
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手 段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエク スポージャー）	150	—	—	15,813	632
（うちその他のエクスポージャー）	100	76,299	3,051	74,947	2,997
22. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額	—	973	38	—	—
23. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額 に算入されなかったものの額	—	—	—	—	—
合 計	—	1,800,010	72,000	1,918,936	76,757

定量的な開示事項

- (注) 1. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、原債務者の「項目」として記載しております。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
2. 「11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社であります。
3. 「16. 三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、「18. 信用保証協会等による保証付」に該当するものは除いております。
4. 「18. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーであります。
5. 「21. 上記以外」の「(うちその他のエクスポージャー)」とは、告示第77条において「右記以外のエクスポージャー」としてリスク・ウェイトを100%とするエクスポージャーであります。
6. 「22. 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第5条第1項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び附則第8条第2項により調整項目の額に算入されなかった部分について、旧告示の規定に従いリスク・アセットの額に算入された額の合計額であります。
7. 「23. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」とは、自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項の規定に従いリスク・アセットに算入されなかった額(減算された額)であります。
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

定量的な開示事項

単体オフ・バランス

(百万円)

項 目	掛目 (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能な コミットメント	0	—	—	—	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	242	9	146	5
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	15	0	16	0
4. 特定の取引に係る偶発債務	50	1,473	58	1,662	66
(うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	—	—	—	—
5. NIF又はRUF	50<75>	—	—	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	14,549	581	21,001	840
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	5,053	202	5,054	202
(うち借入金の保証)	100	2,723	108	2,550	102
(うち有価証券の保証)	100	—	—	—	—
(うち手形引受)	100	—	—	—	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—	—	—	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—	—	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—	—	—
控除額(△)	—	—	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	7,638	305	10,577	423
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価 証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	20,620	824	25,285	1,011
12. 派生商品取引	—	6,967	278	7,047	281
カレント・エクスポージャー方式	—	6,967	278	7,047	281
派生商品取引	—	6,967	278	7,047	281
外為関連取引	—	6,512	260	6,050	242
金利関連取引	—	454	18	997	39
金関連取引	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
SA-CCR	—	—	—	—	—
派生商品取引	—	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—	—
期待エクスポージャー方式	—	—	—	—	—
13. 未決済取引	—	—	—	—	—
14. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格な サービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—	—	—
15. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—	—	—	—
合 計	—	56,559	2,262	70,793	2,831

(注) 掛目欄、<>は内部格付手法適用時のリスク・ウェイトです。リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額を除いて区分しております。

定量的な開示事項

(2) 証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の額

連結オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
証券化(オリジネーターの場合)	20～1250	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	20～1250	20	0	1	0
合 計	—	20	0	1	0

単体オン・バランス

(百万円)

項 目	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
証券化(オリジネーターの場合)	20～1250	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	20～1250	20	0	1	0
合 計	—	20	0	1	0

(3) CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーに関する所要自己資本の額

連結

(百万円)

項 目	2023年3月期		2024年3月期	
	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
CVAリスク相当額	10,450	418	10,571	422
中央清算機関関連エクスポージャー	19	0	15	0

単体

(百万円)

項 目	2023年3月期		2024年3月期	
	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)	信用リスク・アセットの額(信用リスク削減効果適用後)	所要自己資本の額(信用リスク・アセットの額×4%)
CVAリスク相当額	10,450	418	10,571	422
中央清算機関関連エクスポージャー	19	0	15	0

(注) CVAリスク相当額は、簡便的リスク測定方式により算出しております。

定量的な開示事項

2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

連結

(百万円)

計算方式	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. ルック・スルー方式	—	104,964	4,198	120,960	4,838
2. マンデート方式	—	—	—	—	—
3. 蓋然性方式(250%)	250	—	—	—	—
4. 蓋然性方式(400%)	400	—	—	—	—
5. フォールバック方式	1250	—	—	—	—
合 計	—	104,964	4,198	120,960	4,838

- (注) 1. 「ルック・スルー方式」とは、告示第76条の五第2項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことです。
2. 「マンデート方式」とは、告示第76条の五第6項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことです。
3. 「蓋然性方式(250%)」とは、告示第76条の五第9項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことです。
4. 「蓋然性方式(400%)」とは、告示第76条の五第9項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャーのことです。
5. 「フォールバック方式」とは、告示第76条の五第10項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャーのことです。

単体

(百万円)

計算方式	告示で定める リスク・ウェイト (%)	2023年3月期		2024年3月期	
		信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)	信用リスク・ アセットの額 (信用リスク削 減効果適用後)	所要自己資本 の額(信用リス ク・アセットの額 ×4%)
1. ルック・スルー方式	—	104,939	4,197	120,951	4,838
2. マンデート方式	—	—	—	—	—
3. 蓋然性方式(250%)	250	—	—	—	—
4. 蓋然性方式(400%)	400	—	—	—	—
5. フォールバック方式	1250	—	—	—	—
合 計	—	104,939	4,197	120,951	4,838

3. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	3,504	3,366	3,572	3,427
うち基礎的手法	—	—	—	—
うち粗利益配分手法	3,504	3,366	3,572	3,427
うち先進的計測手法	—	—	—	—

定量的な開示事項

4. 総所要自己資本額

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
総所要自己資本額	83,307	82,246	89,514	88,278

■信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（信用リスク削減効果勘案前、地域別・業種別・残存期間別）

2023年3月期 連結

(百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
			貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
	国内計	3,796,845	2,857,278	699,942	186,691	52,932	8,438
	国外計	68,741	43,865	22,275	2,600	—	—
	地域別合計	3,865,587	2,901,144	722,218	189,292	52,932	8,438
	製造業	370,426	294,812	68,821	6,792	—	944
	農業、林業	9,513	8,768	150	594	—	100
	漁業	1,168	1,168	—	—	—	4
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,286	1,272	14	—	—	—
	建設業	104,369	99,582	4,119	668	—	414
	電気・ガス・熱供給・水道業	72,578	58,203	8,762	5,612	—	38
	情報通信業	20,100	12,945	7,155	—	—	14
	運輸業、郵便業	235,434	167,259	65,529	2,645	—	273
	卸売業、小売業	302,179	279,192	19,095	3,891	—	1,664
	金融業、保険業	1,091,236	704,759	180,795	152,749	52,932	1
	不動産業、物品賃貸業	299,911	292,083	6,290	1,537	—	1,757
	各種サービス業	349,497	319,607	16,017	13,872	—	1,273
	国・地方公共団体	495,288	176,934	317,723	631	—	—
	個人	337,376	337,079	—	297	—	1,169
	その他	175,218	147,475	27,743	—	—	779
	業種別計	3,865,587	2,901,144	722,218	189,292	52,932	8,438
	1年以下	939,825	811,835	62,237	12,819	52,932	4,441
	1年超3年以下	286,175	177,255	98,893	10,026	—	481
	3年超5年以下	347,945	237,287	106,620	4,037	—	148
	5年超7年以下	414,810	210,461	66,449	137,899	—	537
	7年超10年以下	551,475	471,995	77,318	2,162	—	188
	10年超	1,106,087	848,651	244,860	12,575	—	1,593
	期間の定めのないもの	219,267	143,656	65,838	9,771	—	1,047
	残存期間別合計	3,865,587	2,901,144	722,218	189,292	52,932	8,438

- (注) 1. 「残存期間」は、各エクスポージャーの最終弁済日により算出しております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーを除いております。
3. 阿波銀リース㈱におけるリース資産、延払債権の業種はすべて「その他」に計上しております。
4. 阿波銀リース㈱におけるリース資産、延払債権及び阿波銀カード㈱における会員未収金、営業貸付金等の債権の残存

定量的な開示事項

期間はすべて「期間の定めのないもの」に計上しております。

5. 期末残高と期中平均残高のリスク・ポジションは大きく乖離していないため、期末残高のみ記載しております。

2024年3月期 連結

(百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
			貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
	国内計	3,834,800	2,790,232	738,471	285,568	20,528	8,517
	国外計	93,020	57,306	28,473	6,615	625	—
	地域別合計	3,927,821	2,847,539	766,944	292,183	21,154	8,517
	製造業	412,397	322,499	81,061	8,714	121	1,213
	農業、林業	9,601	8,839	150	610	—	109
	漁業	1,678	1,678	—	—	—	5
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,166	1,166	—	—	—	—
	建設業	103,329	98,089	4,143	1,095	—	373
	電気・ガス・熱供給・水道業	75,243	61,951	9,182	2,154	1,955	—
	情報通信業	22,044	12,588	9,436	20	—	0
	運輸業、郵便業	256,939	184,872	64,709	6,698	659	176
	卸売業、小売業	315,096	290,956	20,997	2,589	552	1,775
	金融業、保険業	1,052,169	584,683	201,453	248,409	17,623	0
	不動産業、物品賃貸業	329,809	320,425	7,716	1,663	3	1,579
	各種サービス業	350,762	315,033	16,504	18,985	239	1,334
	国・地方公共団体	494,758	171,027	323,113	616	—	—
	個人	341,547	340,923	—	623	—	1,030
	その他	161,275	132,802	28,473	—	—	919
	業種別計	3,927,821	2,847,539	766,944	292,183	21,154	8,517
	1年以下	778,330	629,075	66,862	80,230	2,161	4,321
	1年超3年以下	277,767	215,348	51,591	5,772	5,055	434
	3年超5年以下	457,139	303,235	150,509	1,197	2,196	246
	5年超7年以下	538,937	278,125	81,574	177,638	1,599	343
	7年超10年以下	523,264	436,619	84,028	529	2,086	242
	10年超	1,135,286	854,378	260,792	12,060	8,055	1,588
	期間の定めのないもの	217,095	130,756	71,585	14,753	—	1,340
	残存期間別合計	3,927,821	2,847,539	766,944	292,183	21,154	8,517

2023年3月期 単体

(百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
			貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
	国内計	3,772,462	2,820,981	711,855	186,691	52,932	7,429
	国外計	68,741	43,865	22,275	2,600	—	—
	地域別合計	3,841,203	2,864,847	734,130	189,292	52,932	7,429
	製造業	369,656	294,812	68,051	6,792	—	944
	農業、林業	9,511	8,766	150	594	—	97
	漁業	1,165	1,165	—	—	—	2
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,286	1,272	14	—	—	—
	建設業	104,369	99,582	4,119	668	—	414
	電気・ガス・熱供給・水道業	72,578	58,203	8,762	5,612	—	38
	情報通信業	20,100	12,945	7,155	—	—	14
	運輸業、郵便業	235,434	167,259	65,529	2,645	—	273
	卸売業、小売業	302,159	279,173	19,095	3,891	—	1,645
	金融業、保険業	1,092,503	705,255	181,565	152,749	52,932	0
	不動産業、物品賃貸業	321,078	303,638	15,902	1,537	—	1,756
	各種サービス業	351,792	319,602	18,317	13,872	—	1,269
	国・地方公共団体	495,288	176,934	317,723	631	—	—
	個人	337,178	336,881	—	297	—	971
	その他	127,098	99,355	27,743	—	—	—
	業種別計	3,841,203	2,864,847	734,130	189,292	52,932	7,429
	1年以下	940,551	812,562	62,237	12,819	52,932	4,441
	1年超3年以下	289,862	180,943	98,893	10,026	—	481
	3年超5年以下	353,685	243,027	106,620	4,037	—	148
	5年超7年以下	416,710	212,361	66,449	137,899	—	537
	7年超10年以下	551,475	471,995	77,318	2,162	—	188
	10年超	1,106,087	848,651	244,860	12,575	—	1,593
	期間の定めのないもの	182,830	95,306	77,751	9,771	—	38
	残存期間別合計	3,841,203	2,864,847	734,130	189,292	52,932	7,429

- (注) 1. 「残存期間」は、各エクスポージャーの最終弁済日より算出しております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーであります。ただし、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーを除いております。
3. 期末残高と期中平均残高のリスク・ポジションは大きく乖離していないため、期末残高のみ記載しております。

定量的な開示事項

2024年3月期 単体

(百万円)

		信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高					三月以上延滞 エクスポージャー
			貸出金等オン・ バランスシート・ エクスポージャー (除く債券等)	債券等	コミットメント及 びその他のデリ バティブ以外の オフ・バランス シート・エクスポ ージャー	デリバティブ 取引	
	国内計	3,806,082	2,749,113	750,871	285,568	20,528	7,264
	国外計	93,020	57,306	28,473	6,615	625	—
	地域別合計	3,899,103	2,806,420	779,345	292,183	21,154	7,264
	製造業	411,626	322,499	80,292	8,714	121	1,212
	農業、林業	9,587	8,826	150	610	—	95
	漁業	1,676	1,676	—	—	—	3
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,166	1,166	—	—	—	—
	建設業	103,318	98,079	4,143	1,095	—	362
	電気・ガス・熱供給・水道業	75,243	61,951	9,182	2,154	1,955	—
	情報通信業	22,044	12,588	9,436	20	—	0
	運輸業、郵便業	256,939	184,872	64,709	6,698	659	176
	卸売業、小売業	315,077	290,937	20,997	2,589	552	1,756
	金融業、保険業	1,053,586	585,331	202,223	248,409	17,623	0
	不動産業、物品賃貸業	351,667	332,182	17,816	1,663	3	1,578
	各種サービス業	353,058	315,029	18,804	18,985	239	1,329
	国・地方公共団体	494,758	171,027	323,113	616	—	—
	個人	341,264	340,641	—	623	—	747
	その他	108,085	79,611	28,473	—	—	—
業種別計		3,899,103	2,806,420	779,345	292,183	21,154	7,264
	1年以下	779,721	630,467	66,862	80,230	2,161	4,321
	1年超3年以下	281,183	218,764	51,591	5,772	5,055	434
	3年超5年以下	463,737	309,833	150,509	1,197	2,196	246
	5年超7年以下	538,937	278,125	81,574	177,638	1,599	343
	7年超10年以下	523,752	436,619	84,516	529	2,086	242
	10年超	1,136,286	855,378	260,792	12,060	8,055	1,588
	期間の定めのないもの	175,484	77,232	83,497	14,753	—	87
残存期間別合計		3,899,103	2,806,420	779,345	292,183	21,154	7,264

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

連結

(百万円)

	2023年3月期			2024年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	6,129	△ 424	5,705	5,705	△ 233	5,472
個別貸倒引当金	13,284	△ 8	13,276	13,276	648	13,924
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	19,414	△ 432	18,981	18,981	415	19,397

単体

(百万円)

	2023年3月期			2024年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	5,602	△ 441	5,160	5,160	△ 302	4,858
個別貸倒引当金	11,149	83	11,232	11,232	528	11,760
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合 計	16,752	△ 358	16,393	16,393	225	16,619

定量的な開示事項

3. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

連結

(百万円)

		2023年3月期			2024年3月期		
		期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
	国内計	13,284	△ 8	13,276	13,276	648	13,924
	国外計	—	—	—	—	—	—
	地域別合計	13,284	△ 8	13,276	13,276	648	13,924
	製造業	2,090	310	2,401	2,401	256	2,657
	農業、林業	84	△ 3	80	80	7	88
	漁業	6	△ 0	6	6	△ 0	5
	鉱業、採石業、 砂利採取業	—	95	95	95	124	219
	建設業	1,303	△ 47	1,255	1,255	42	1,297
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	58	35	93	93	△ 3	90
	運輸業、郵便業	394	13	407	407	157	565
	卸売業・小売業	1,933	△ 1	1,931	1,931	△ 159	1,771
	金融業・保険業	4	△ 0	4	4	△ 1	3
	不動産業、物品 賃貸業	780	△ 201	578	578	172	751
	各種サービス業	4,398	△ 93	4,305	4,305	△ 79	4,225
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
	個人	1,413	△ 101	1,311	1,311	△ 2	1,308
	その他	816	△ 12	803	803	134	938
	業種別計	13,284	△ 8	13,276	13,276	648	13,924

単体

(百万円)

		2023年3月期			2024年3月期		
		期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
	国内計	11,149	83	11,232	11,232	528	11,760
	国外計	—	—	—	—	—	—
	地域別合計	11,149	83	11,232	11,232	528	11,760
	製造業	2,055	313	2,368	2,368	255	2,624
	農業、林業	65	1	67	67	4	71
	漁業	0	△ 0	—	—	—	—
	鉱業、採石業、 砂利採取業	—	95	95	95	124	219
	建設業	1,230	△ 42	1,188	1,188	45	1,233
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	58	35	93	93	△ 3	90
	運輸業、郵便業	394	13	407	407	157	565
	卸売業・小売業	1,860	5	1,866	1,866	△ 154	1,711
	金融業・保険業	—	—	—	—	—	—
	不動産業、物品 賃貸業	779	△ 201	578	578	172	751
	各種サービス業	4,294	△ 60	4,233	4,233	△ 78	4,155
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
	個人	382	△ 73	309	309	3	313
	その他	28	△ 3	25	25	—	25
	業種別計	11,149	83	11,232	11,232	528	11,760

4. 部分直接償却実施額の地域別、業種別内訳

連結

(百万円)

		2023年3月期			2024年3月期		
		期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
	国内計	18,610	△ 2,061	16,548	16,548	△ 377	16,170
	国外計	—	—	—	—	—	—
	地域別合計	18,610	△ 2,061	16,548	16,548	△ 377	16,170
	製造業	2,959	△ 131	2,827	2,827	△ 164	2,662
	農業、林業	281	8	290	290	△ 210	79
	漁業	10	—	10	10	—	10
	鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	1,835	△ 76	1,759	1,759	△ 511	1,247
	電気・ガス・熱供 給・水道業	733	—	733	733	—	733
	情報通信業	196	△ 170	26	26	△ 0	25
	運輸業、郵便業	2,049	△ 479	1,569	1,569	△ 313	1,256
	卸売業・小売業	3,676	△ 974	2,701	2,701	597	3,298
	金融業・保険業	176	△ 176	—	—	—	—
	不動産業、物品 賃貸業	4,087	109	4,196	4,196	△ 73	4,122
	各種サービス業	2,336	△ 171	2,165	2,165	324	2,489
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
	個人	265	1	266	266	△ 23	242
	その他	—	—	—	—	—	—
	業種別計	18,610	△ 2,061	16,548	16,548	△ 377	16,170

単体

(百万円)

		2023年3月期			2024年3月期		
		期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
	国内計	18,610	△ 2,061	16,548	16,548	△ 377	16,170
	国外計	—	—	—	—	—	—
	地域別合計	18,610	△ 2,061	16,548	16,548	△ 377	16,170
	製造業	2,959	△ 131	2,827	2,827	△ 164	2,662
	農業、林業	281	8	290	290	△ 210	79
	漁業	10	—	10	10	—	10
	鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	1,835	△ 76	1,759	1,759	△ 511	1,247
	電気・ガス・熱供 給・水道業	733	—	733	733	—	733
	情報通信業	196	△ 170	26	26	△ 0	25
	運輸業、郵便業	2,049	△ 479	1,569	1,569	△ 313	1,256
	卸売業・小売業	3,676	△ 974	2,701	2,701	597	3,298
	金融業・保険業	176	△ 176	—	—	—	—
	不動産業、物品 賃貸業	4,087	109	4,196	4,196	△ 73	4,122
	各種サービス業	2,336	△ 171	2,165	2,165	324	2,489
	国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
	個人	265	1	266	266	△ 23	242
	その他	—	—	—	—	—	—
	業種別計	18,610	△ 2,061	16,548	16,548	△ 377	16,170

定量的な開示事項

5. 業種別貸出金償却の額

(百万円)

業 種		2023年3月期		2024年3月期	
		連結	単体	連結	単体
製造業		0	0	1	1
農業、林業		2	2	—	—
漁業		—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—
建設業		0	0	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0	—	—
情報通信業		0	0	—	—
運輸業、郵便業		0	0	1	1
卸売業・小売業		2	2	0	0
金融業・保険業		—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業		0	0	1	1
各種サービス業		1	1	1	1
国・地方公共団体		—	—	—	—
個人		8	0	4	0
その他		—	—	—	—
業種別計		18	9	11	7

6. リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減効果勘案後のエクスポージャー残高

(百万円)

リスク・ウェイトの 区分	2023年3月期				2024年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	14,543	1,241,294	14,543	1,241,293	18,211	1,171,031	18,211	1,171,030
2%	—	962	—	962	—	774	—	774
4%	—	—	—	—	—	—	—	—
10%	—	264,427	—	264,427	—	269,760	—	269,760
20%	327,993	5,264	327,993	5,262	268,406	7,955	267,918	7,952
35%	—	94,524	—	94,785	—	90,911	—	91,134
50%	140,244	4,994	140,244	4,831	232,636	4,863	232,636	4,705
75%	—	400,664	—	401,226	—	407,604	—	408,119
100%	44,712	1,212,695	44,712	1,190,076	56,900	1,253,784	56,900	1,227,470
150%	—	2,178	—	2,275	10,053	1,840	10,542	1,923
250%	—	45,555	—	45,157	—	53,186	—	52,350
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	11,325	—	11,248	—	23,348	—	23,286
合 計	527,494	3,283,887	527,494	3,261,547	586,210	3,285,061	586,210	3,258,507

- (注) 1. 格付有無は、元のエクスポージャー又は債務者の格付の有無で分類しておりますが、「格付有り」には、ソブリン格付を参照したものも含んでおります。
2. 上記にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャーは「格付無し」に分類しております。
3. その他は、ファンド等について記載しております。
4. リスク・ウェイトの区分「1250%」の額は、告示第79条の5第2項第2号、第177条の2第2項第2号、第248条（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）並びに第248条の4第1項第1号及び第2号（告示第125条及び第127条において準用する場合に限る。）の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額です。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(百万円)

区 分		2023年3月期		2024年3月期	
		連結	単体	連結	単体
	現金及び自行預金	22,666	22,666	22,409	22,409
	金	—	—	—	—
	適格債券	—	—	—	—
	適格株式	3,518	3,518	5,665	5,665
	適格投資信託	—	—	—	—
適格金融資産担保合計		26,184	26,184	28,075	28,075
	適格保証	32,474	32,474	51,351	51,351
	適格クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計		32,474	32,474	51,351	51,351

- (注) 1. 「現金及び自行預金」には、総合口座貸越残高を含んでおります。
 2. 証券化エクスポージャーについての信用リスク削減手法は含んでおりません。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式

派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額はカレントエクスポージャー方式にて計算しております。

2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る）の合計額

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
グロス再構築コストの額	8,425	8,425	11,957	11,957

3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む）

(百万円)

種類及び取引の区分		2023年3月期		2024年3月期	
		連結	単体	連結	単体
派生商品取引		19,698	19,698	21,154	21,154
	外国為替関連取引及び金関連取引	17,426	17,426	16,167	16,167
	金利関連取引	2,271	2,271	4,986	4,986
	株式関連取引	—	—	—	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—	—	—	—
	その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ		—	—	—	—
合 計		19,698	19,698	21,154	21,154

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

定量的な開示事項

4. 2. に揚げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から 3. に揚げる額を差し引いた額

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
差引額	—	—	—	—

5. 担保の種類別の額（信用リスク削減手法に用いた担保の種類及び金額）

(百万円)

担保の種類	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
株式	—	—	—	—
自行預金	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(百万円)

種類及び取引の区分	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
派生商品取引	19,698	19,698	21,154	21,154
外国為替関連取引及び金関連取引	17,426	17,426	16,167	16,167
金利関連取引	2,271	2,271	4,986	4,986
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属関連取引(金関連取引を除く。)	—	—	—	—
その他のコモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
合 計	19,698	19,698	21,154	21,154

(注) ファンドの派生商品取引は含めておりません。

7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

当行では、クレジット・デリバティブの取扱はありません。

8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

当行では、クレジット・デリバティブの取扱はありません。

なお、長期決済期間取引の取扱はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

1. 当行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当行では、オリジネーターとしての証券化取引の取扱はありません。

2. 当行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(百万円)

種類及び取引の区分	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
住宅ローン債権	103	103	5	5
自動車ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業者向け与信	—	—	—	—
事業用不動産向け与信	—	—	—	—
合 計	103	103	5	5

(注) ファンドの証券化エクスポージャーは含めておりません。

うち再証券化エクスポージャーの場合

(百万円)

種類及び取引の区分	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
住宅ローン債権	—	—	—	—
自動車ローン債権	—	—	—	—
クレジットカード債権	—	—	—	—
リース債権	—	—	—	—
事業者向け与信	—	—	—	—
事業用不動産向け与信	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

定量的な開示事項

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額
(百万円)

	2023年3月期				2024年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—	—	—
20%	103	0	103	0	5	0	5	0
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
50%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
350%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	103	0	103	0	5	0	5	0

(注) ファンドの証券化エクスポージャーは含めておりません。

うち再証券化エクスポージャーの場合

(百万円)

	2023年3月期				2024年3月期			
	連結		単体		連結		単体	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—	—	—	—	—
40%	—	—	—	—	—	—	—	—
100%	—	—	—	—	—	—	—	—
225%	—	—	—	—	—	—	—	—
650%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 告示第248条並びに第248条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

当行では、該当ありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

当行では、該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額及び時価

(出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額)

連結

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	108,216		163,687	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	7,934		8,169	
合 計	116,151	116,151	171,856	171,856

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

単体

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	貸借対照表額	時価	貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	106,097		160,624	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	18,679		19,021	
合 計	124,776	124,776	179,645	179,645

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

(子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額)

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
子会社・子法人等	—	12,793	—	12,893
関連法人等	50	50	50	50
合 計	50	12,843	50	12,943

(注) 1. 子会社株式は、上記の「出資等エクスポージャー」にも計上されております。

2. ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

2. 売却及び償却に伴う損益の額

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
売却損益額	13,918	13,918	1,151	1,133
償却額	48	18	237	207

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

定量的な開示事項

3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(百万円)

	2023年3月期		2024年3月期	
	連結	単体	連結	単体
評価損益の額	61,894	59,973	112,479	109,614

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

連結

(百万円)

保有目的	2023年3月期			2024年3月期		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

単体

(百万円)

保有目的	2023年3月期			2024年3月期		
	償却原価	時価	評価損益	償却原価	時価	評価損益
その他有価証券	—	—	—	—	—	—
子会社株式又は関連会社株式	—	—	—	—	—	—
満期保有	—	—	—	—	—	—

(注) ファンドの株式等エクスポージャーは含めておりません。

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

連結

(百万円)

項 目	2023年3月期	2024年3月期
1. ルック・スルー方式	151,831	159,528
2. マンデート方式	—	—
3. 蓋然性方式(250%)	—	—
4. 蓋然性方式(400%)	—	—
5. フォールバック方式	—	—
合 計	151,831	159,528

単体

(百万円)

項 目	2023年3月期	2024年3月期
1. ルック・スルー方式	151,806	159,517
2. マンデート方式	—	—
3. 蓋然性方式(250%)	—	—
4. 蓋然性方式(400%)	—	—
5. フォールバック方式	—	—
合 計	151,806	159,517

■金利リスクに関する事項

(IRRBB)

連結

(百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	11,513	11,065	2,666	2,186
2	下方パラレルシフト	0	0	7,012	7,992
3	スティープ化	2,041	895		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	11,513	11,065	7,012	7,992
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	239,975		233,628	

単体

(百万円)

IRRBB 1 : 金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	11,513	11,065	2,666	2,186
2	下方パラレルシフト	0	0	7,012	7,992
3	スティープ化	2,041	895		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	11,513	11,065	7,012	7,992
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	230,209		223,995	

報酬等に関する開示事項（連結・単体）

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

1. 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

（１）「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外役員（社外取締役）を除いております。

（２）「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに「主要な連結子法人等」の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」等を対象従業員等として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

①「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が２％を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。

なお、主要な連結子法人等に該当する子法人等はありません。

②「高額の報酬等を受ける者」の範囲

高額の報酬等を受ける者とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬等の総額」（社外役員を除く。）及び「使用人兼務役員の使用人としての報酬等」を、同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の金額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、高額の報酬等を受ける者の判断を行っております。

③「当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行（グループ）の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定について

対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の年間報酬限度額並びに業績連動型株式報酬制度の限度額を決定しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する各人別の具体的金額、支給時期等の決定につきましては、株主総会において決議された年間報酬限度額並びに業績連動型株式報酬制度の限度額の範囲内において、アドバイザリー委員会の協議に基づき、取締役会にて決定された役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針で定められた方法により、取締役会から一任された代表取締役頭取（2024年3月期は福永丈久）が、前事業年度における業績及び算定方法に従い決定します。代表取締役頭取に委任した理由は、当行を取り巻く環境、経営状況等について最も熟知しており、総合的に取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する各人別の報酬額を決定できると判断したためであります。なお、具体的金額については、上記のとおり恣意的な決定はなされない仕組みとなっております。

アドバイザリー委員会は、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問機関として設置された社外取締役が過半数を占める委員会であります。アドバイザリー委員会では、算出された報酬の水準を業界平均と比較するなどのチェックを行い、妥当性に関する協議を行うなど取締役会に対して助言・提言を実施しております。取締役会はその決定に際して、アドバイザリー委員会の協議結果を尊重することとしております。

また、監査等委員である取締役に対する各人別の具体的金額、支給時期等の決定につきましては、監査等委員である取締役の協議に一任されております。

3. 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2023年4月～2024年3月)
取締役会（当行）	2回
アドバイザリー委員会（当行）	1回

（注）報酬等の総額については、取締役会及びアドバイザリー委員会の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、記載しておりません。

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

報酬等に関する方針について

当行の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、「基本報酬」、「賞与」及び退任時に株式を交付する「業績連動型株式報酬」で構成され、健全かつ持続的な成長による企業価値向上への意思を明確にするため、これらすべての報酬を一定の算式によって毎期の業績（連結実力コア業務純益（※）、親会社株主に帰属する当期純利益）に連動させることを方針としております。

（※）連結コア業務純益に当行が定める一定項目の金額を加減したもの。

報酬等に関する開示事項（連結・単体）

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬につきましては、「基本報酬」のみとし、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とすることを方針としております。

■当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに報酬等と業績の連動に関する事項

1. 報酬等の決定におけるリスク勘案方法について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

2018年6月26日開催の第206期定時株主総会で定められた報酬限度額（年額、賞与を含む）は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）350百万円、監査等委員である取締役100百万円であります。

また、同定時株主総会において、上記の報酬限度額とは別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象に、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しております。当行が拠出する金銭の上限は、連続する5事業年度ごとに782百万円であります。また、交付等が行われる株式数の上限は、連続する5事業年度ごとに337,000株であります。

2. 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬につきましては、固定部分を設けておらず、「基本報酬」、「賞与」、「業績連動型株式報酬」のすべてが連結実力コア業務純益又は親会社株主に帰属する当期純利益に連動する業績連動報酬に該当します。

（1）基本報酬 指標：連結実力コア業務純益

基本報酬につきましては、役位ごとに決定された役位別支給倍率に連結実力コア業務純益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。収益と経費の状況が直接的に反映される連結実力コア業務純益を用いることで、当行グループ本来の利益を生み出す責任を求める内容となっております。

また、役位別支給倍率は役位の高さに応じて設定されており、高い役位に対してより高い成果・業績責任を求める方式となっております。

基本報酬＝役位別支給倍率×連結実力コア業務純益から算出されるポイント単価

ポイント単価＝連結実力コア業務純益×2.07%÷役位別ポイント総計（※）

（※）役位ごとの役位別支給倍率の値を合計したものをいう。

なお、基本報酬につきましては、前事業年度における連結実力コア業務純益を指標として、今後1年間の支給額を算定しております。当該基本報酬の支給につきましては、支給時期を1か月ごとの期間とし、各支給時期において同額を支給しております。

報酬等に関する開示事項（連結・単体）

（２）賞与 指標：親会社株主に帰属する当期純利益

賞与につきましては、基本報酬と同様、役位ごとに決定された役位別支給倍率に親会社株主に帰属する当期純利益と連動したポイント単価を乗じて算出しております。親会社株主に帰属する当期純利益を用いることで単年度の当行グループの業績に対する責任を求める内容としております。

$$\begin{aligned} \text{賞与} &= \text{役位別支給倍率} \times \text{親会社株主に帰属する当期純利益から算出されるポイント単価} \\ \text{ポイント単価} &= \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 1.44\% \div \text{役位別ポイント総計} \\ & \quad (\text{役位別支給倍率、役位別ポイント総計は基本報酬と同数値であります。}) \end{aligned}$$

（３）業績連動型株式報酬 指標：親会社株主に帰属する当期純利益

業績連動型株式報酬につきましては、在任期間中の事業年度ごとに親会社株主に帰属する当期純利益の水準及び役位に応じた株式交付ポイントが付与され、退任時にポイント累積値に応じ、役員報酬ＢＩＰ信託を通じて当行株式の交付等が行われます。

単年度の最終利益である親会社株主に帰属する当期純利益との連動を累積することにより、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としております。

$$\begin{aligned} \text{株式交付ポイント} &= \text{総株式報酬金額（年間）} \div \text{基準株価} \\ & \quad \div (\text{役位別ポイント総計} \div \text{役位別支給倍率}) \\ & \quad \times (\text{対象期間中の在任月数} \div 12 \text{ か月}) \\ \text{総株式報酬金額（年間）} &= \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.96\% \\ \text{基準株価} &= 1,950 \text{ 円 (2023 年 3 月 31 日における当行株式の終値)} \\ & \quad (\text{役位別支給倍率、役位別ポイント総計は基本報酬、賞与と同数値であります。}) \end{aligned}$$

（４）業績連動報酬等に係る指標の目標及び実績

業績連動報酬等に係る各指標の計画値及び実績値につきましては、下記のとおりです。

(連結) 実力コア業務純益		(百万円)
	2023 年 3 月期 (連結)	2024 年 3 月期 (連結)
計画値	16,600	15,500
実績値	17,336	15,429

(親会社株主に帰属する) 当期純利益		(百万円)
	2023 年 3 月期 (連結)	2024 年 3 月期 (連結)
計画値	11,200	10,600
実績値	10,207	11,263

報酬等に関する開示事項（連結・単体）

3. 繰り延べ払いの調整方法について

業績連動型株式報酬につきましては、当行株式の交付等を退任時に繰り延べて行うこととしております。

当該業績連動型株式報酬につきましては、当行が拠出する金銭の上限を連続する5事業年度ごとに782百万円としております。また、交付等が行われる株式数の上限を連続する5事業年度ごとに337,000株としており、過度なリスクテイクをけん制しております。

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

区分	人数	報酬等の総額(百万円)						
			固定報酬の総額		変動報酬の総額			
				基本報酬		基本報酬	賞与	株式報酬 (非金銭報酬)
対象役員 (除く社外役員)	11	363	63	63	299	159	68	70
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 対象役員の報酬等には、使用人を兼ねる取締役の使用人としての報酬等 23 百万円を含みます。
2. 株式報酬は、役員報酬 B I P 信託制度による報酬であります。当行は、同制度を 2018 年度から導入しており、これに伴い役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、株式報酬型ストックオプションは導入しておりません。
3. 変動報酬の総額には、当事業年度において発生した繰り延べ報酬 70 百万円が含まれております。
4. 支払が繰り延べられている報酬の残高は、株式報酬 243 百万円、役員退職慰労金 118 百万円であります。(当該残高には、対象役員就任前の報酬等について支払が繰り延べられている金額を含んでおります。)
5. 支払が繰り延べられていた報酬のうち、当事業年度に支払われた額は 161 百万円であります。

■当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。